

平成23年7月1日
国土交通省土地・建設産業局
建設市場整備課

技術管理者の専任性の緩和について ～建設コンサルタント登録規程の解釈及び運用の方針の改正について～

建設コンサルタント登録規程の一部を改正する告示（平成23年国土交通省告示第263号）が平成23年7月1日より施行されることに伴い、建設コンサルタント登録規程の解釈及び運用の方針（平成15年4月28日国総振第18号）の一部を改正し、平成23年6月29日付で各地方整備局等に通知をしました。

本改正により、営業所に置く「技術管理者」の専任性を緩和しましたので、お知らせいたします。

○ 改正概要

技術管理者の専任性の緩和

【趣旨】

「技術力（技術者）の有効活用」「受注機会拡大による競争の促進」という観点から、建設コンサルタント登録規程において、技術管理者の専任性の緩和（縦割り部門と横割り部門の技術管理者の兼任）を限定的に認める。

【内容】

- ・複数部門の技術士資格を有する者については、2部門（縦割りの登録部門1部門、横割りの登録部門1部門）の技術管理者となることができるようにする。
- ・兼任を認める登録部門の組み合わせは、次の組み合わせとする。
 - 「河川、砂防及び海岸・海洋部門」と「地質部門」
 - 「河川、砂防及び海岸・海洋部門」と「建設環境部門」
 - 「道路部門」と「土質及び基礎部門」
 - 「道路部門」と「鋼構造及びコンクリート部門」
 - 「道路部門」と「建設環境部門」
 - 「都市計画及び地方計画部門」と「建設環境部門」